

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日は、  
日曜日及び  
当分の日  
の翌日)

## 目次

◇条 例 鳥取県繭検定所手数料条例等の一部を改正する条例

## 条 例

鳥取県繭検定所手数料条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十一年三月三十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

### 鳥取県条例第二十一号

鳥取県繭検定所手数料条例等の一部を改正する条例

(鳥取県繭検定所手数料条例の一部改正)

第一条 鳥取県繭検定所手数料条例(昭和二十一年六月鳥取県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「左の区別により」を「次の各号に定める」に改め、同条第

二号中「五百円」を「千五百円」に、「五十円」を「百円」に改め、同条第三号中「七百円」を「千五百円」に改め、同条第四号中「十一円」を「二十円」に改め、同条第五号中「及び繭鑑定成績書再交付手数料」を削り、同条に次の一号を加える。

六 繭鑑定成績書再交付手数料 一通につき二百円

第二条中、「第四号及び第五号」を「及び第四号から第六号まで」に改める。

(県立学校授業料徴収条例の一部改正)

第二条 県立学校授業料徴収条例(昭和二十二年十二月鳥取県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「通り」を「とおり」に、「一万四千四百円」を「三万八千四百円」に改め、「但し」を削り、「二万八千円」を「四万八千円」に、「三千六百円」を「六千円」に、「六千円」を「二万四千円」に改める。

第三条第三項中「拘らず」を「かかわらず」に改め、同項の表中「九千円」を「二万四千円」に改める。

(通信教育入学料徴収条例の一部改正)

第三条 通信教育入学料徴収条例(昭和二十三年三月鳥取県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「及第百五条により実施する鳥取県新制中学校及新制高等学校」を「の規定により実施する県立高等学校の」に改める。

第二条中「五十円」を「百円」に改める。

(県立高等学校入学選抜手数料徴収条例の一部改正)

第四条 県立高等学校入学選抜手数料徴収条例(昭和二十三年四月鳥取県





二 「法第三十二条第一項第一号に掲げる工作物」の「その他のもの」の項中「長さ一メートルにつき一年」の項に定める占用料の額は線類について、「占用面積一平方メートルにつき一年」の項に定める占用料の額は線類以外のものについて適用するものとする。

三 Aは、近傍類似の土地の時価を表わすものとする。

四 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは、長さが一平方メートル若しくは一メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに一平方メートル若しくは一メートル未満の端数があるときは、一平方メートル又は一メートルとして計算するものとする。

五 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用期間が一年未満であるとき、又はその期間に一年未満の端数があるときは月割りをもつて計算し、なお、一月未満の端数があるときは一月として計算するものとし、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用期間が一月未満であるとき、又はその期間に一月未満の端数があるときは一月として計算するものとする。

六 一件の占用料の額が百円未満である場合における当該占用料の額は、百円とするものとする。

(警察保安関係許可手数料条例の一部改正)

第九条 警察保安関係許可手数料条例(昭和二十九年七月鳥取県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

題名中「許可」を「許可等」に改める。

第一条中「基いて」を「基ついで」に、「許可」を「許可等」に改め

る。  
別表を次のように改める。  
別表(第二条関係)

| 区   | 分  | 手数料の額 |
|---|--|-------|
|   |  |       |
| 二 風俗営業等取締法第二条第三項の規定による許可の更新                         | 六〇〇円   |       |
| 三 風俗営業等取締法施行条例(昭和三十四年三月鳥取県条例第九号)第六条第二項の規定による許可証の再交付 | 二〇〇円   |       |
| 四 古物営業法第十条第一項の規定による許可証の交付                           | 古物商 一、〇〇〇円<br>市場主 一、〇〇〇円<br>行商 一、〇〇〇円<br>露店 一、〇〇〇円<br>せり売 六〇〇円 |       |
| 五 古物営業法第十条第二項の規定による許可証の更新                           | 行商 六〇〇円<br>露店 六〇〇円   |       |
| 六 古物営業法施行規則(昭和二十四年総理府令第七号)第十八条の規定による許可証の再交付         | 二〇〇円   |       |
| 七 質屋営業法第八条第一項の規定による許可証の交付                           | 一、〇〇〇円   |       |

八 質屋営業法施行規則(昭和二十五年総理府令第二十五号)第十三条の規定による許可証の再交付

二〇〇円

(鳥取県工業試験場手数料条例の一部改正)

第十条 鳥取県工業試験場手数料条例(昭和三十年三月鳥取県条例第九号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第二条関係)

| 区    | 分               | 手 数 料 の 額    |
|------|-----------------|--------------|
| 一 分析 | 1 定性分析          |              |
|      | (一) 一般定性分析      | 一成分につき 三〇〇円  |
|      | (二) 特殊定性分析      | 一成分につき 五〇〇円  |
|      | 2 定量分析          |              |
| 二 試験 | (一) 醸造用水の分析     | 一件につき 二、〇〇〇円 |
|      | (二) 工業用排水の分析    | 一件につき 一〇〇円   |
|      | (1) 透視度又は臭気度の分析 | 一件につき 三、〇〇〇円 |
|      | (2) 規格分析        | 一件につき 四、〇〇〇円 |
| 三 検査 | (3) その他の分析      | 一件につき 一、〇〇〇円 |
|      | (四) しようゆの分析     | 一件につき 五〇〇円   |
|      | (2) その他の分析      | 一件につき 一、〇〇〇円 |
|      | (四) みその分析       | 一件につき 一、〇〇〇円 |

二 試験

|                       |                        |               |
|-----------------------|------------------------|---------------|
| 二 試験                  | (四) 食酢の分析              | 一件につき 五〇〇円    |
|                       | (六) 金属の分析              |               |
|                       | (1) 鉄鋼の分析              | 一成分につき 五〇〇円   |
|                       | イ 炭素、硅素、マンガ<br>ン、燐又は硫黄 | 一成分につき 八〇〇円   |
|                       | ロ その他の成分               | 一成分につき 一、〇〇〇円 |
|                       | (2)、その他の分析             |               |
|                       | (七) その他の分析             |               |
|                       | (1) 一般定量分析             | 一成分につき 四〇〇円   |
|                       | (2) 特殊定量分析             | 一成分につき 一、二〇〇円 |
|                       | 1 繊維製品の試験              |               |
|                       | (一) 天然繊維の試験            | 一件につき 八〇〇円    |
|                       | (二) 合成化学繊維の試験          | 一件につき 一、一〇〇円  |
| 2 繊維用糊剤の試験            | 一件につき 五〇〇円             |               |
| 3 コンクリート等の骨材の試験       | 一件につき 八〇〇円             |               |
| 4 コンクリート又はコンクリート製品の試験 | 一件につき 二〇〇円             |               |
| 5 窯業原料又は窯業製品の耐火度試験    | 一件につき 一、三〇〇円           |               |
| 6 鑄物砂の試験              |                        |               |
| (一) 粘度、水分又は灰分の試験      | 一件につき 三〇〇円             |               |
| (二) 粒度試験              | 一件につき 八〇〇円             |               |
| (三) 強度試験又は通気度試験       | 一件につき 二〇〇円             |               |



|   |  |   |
|---|--|---|
| (1) 硫化染料、酸性染料、<br>塩基性染料又は直接染料<br><br>イ 淡色<br>ロ 中色<br>ハ 濃色<br><br>(2) 媒染染料<br>イ 淡色<br>ロ 中色<br>ハ 濃色<br><br>(3) その他の染料<br>イ 淡色<br>ロ 中色<br>ハ 濃色 | 一キログラムにつき三五〇円<br>一キログラムにつき五〇〇円<br>一キログラムにつき五五〇円<br><br>一キログラムにつき四〇〇円<br>一キログラムにつき四五〇円<br>一キログラムにつき六〇〇円 |   |
|   | 一キログラムにつき<br>二、五〇〇円<br>一キログラムにつき<br>三、〇〇〇円<br>一キログラムにつき<br>五、〇〇〇円                                      |   |
|   | 一枚につき 一五〇円<br>一枚につき 三〇〇円<br>一枚又は一個につき 一〇〇円   |   |
|   | 一時間につき 四〇〇円<br>一時間につき 三〇〇円<br>一時間につき 六〇〇円<br>一時間につき 一、五〇〇円   |   |
|   | 一時間につき 一、〇〇〇円  |   |
|   | 3 木材の加工<br>(一) だぼの製造<br>(二) だぼの切断<br>(三) ルーターによる加工<br>(四) コツピングレースによる加工                                | 一枚又は一個につき 一〇〇円<br>一枚につき 三〇〇円<br>一枚につき 三〇〇円<br>一枚につき 六〇〇円<br>一時間につき 一、五〇〇円 |
|   | 2 刃物の研摩<br>(一) 機械かんな刃<br>(二) カッター刃<br>(三) その他の刃物   | 一枚につき 一五〇円<br>一枚につき 三〇〇円<br>一枚又は一個につき 一〇〇円                                |
|   | 1 濃色<br>ハ 濃色<br>ロ 中色<br>イ 淡色   | 一キログラムにつき<br>二、五〇〇円<br>一キログラムにつき<br>三、〇〇〇円<br>一キログラムにつき<br>五、〇〇〇円         |
|   | (四) 彫刻機による加工   | 一時間につき 一、〇〇〇円   |

|   |   |  |            |
|---|---|--|------------|
| (軽油引取税の免税軽油使用者証交付手数料徴収条例の一部改正)<br>第十一条 軽油引取税の免税軽油使用者証交付手数料徴収条例(昭和三十一年六月鳥取県条例第二十五号)の一部を次のように改正する。<br>第二条中「百円」を「二百円」に改める。<br>(鳥取県水産試験場手数料条例の一部改正)<br>第十二条 鳥取県水産試験場手数料条例(昭和三十二年三月鳥取県条例第七号)の一部を次のように改正する。 | (六) 木材の人工乾燥<br>4 紙葉の製造<br>5 金属の加工<br>(一) 普通旋盤、高速切断機又は形削盤による加工<br>(二) フライス盤その他の加工機による加工<br>(三) 手仕上げによる加工<br>6 溶接<br>交流アーク溶接<br>1 顕微鏡写真<br>2 エックス線写真<br>3 その他の写真<br>1 平面デザイン<br>2 立体デザイン<br>各種研究<br>各種証明書 | 一日につき 八〇〇円<br>一件につき 七五〇円<br>一時間につき 八〇〇円<br>一時間につき 八〇〇円<br>一時間につき 六五〇円<br>一時間につき 七〇〇円<br>一枚につき 一、〇〇〇円<br>一枚につき 一、五〇〇円<br>その都度知事が定める額<br>一時間につき 五〇〇円<br>一時間につき 五〇〇円<br>その都度知事が定める額<br>一通につき 二〇〇円 |            |
|   | 七 デザイン<br>八 研究<br>九 証明書   | 各種証明書  | 一通につき 二〇〇円 |

第一条中「水産物の品質の鑑定その他水産業に係る品質の分析鑑定、試験」を「水産に関する試験又は各種証明書の交付」に改める。  
 第二条第一項中「次の」を「別表の」に改め、各号を削る。  
 附則の次に次の別表を加える。  
 別表(第二条関係)

| 区                             | 分  | 手数料の額         |
|-------------------------------|--|---------------|
| 一 海水、河川水等の水質試験                | 1 定性試験                                     | 一成分につき 一〇〇円   |
|                               | 2 定量試験                                     | 一件につき 三〇〇円    |
|                               | (一) 水素イオン濃度                                | 一成分につき 六〇〇円   |
|                               | (二) 硝酸、硫酸、硫黄、塩素その他の無機陰イオン又は石灰、苦土その他の無機陽イオン | 一件につき 六〇〇円    |
|                               | (三) 過マンガン酸カリ消費量、生化学的酸素消費量又は溶存酸素量           | 一成分につき 一、〇〇〇円 |
|                               | (四) 鉄、銅、コバルト、亜鉛、カドミウム、水銀その他の重金属            | 一件につき 七〇〇円    |
|                               | 3 細菌検査                                     | 一件につき 三〇〇円    |
|                               | 二 海底、河底等の底質の試験                             | 一件につき 六〇〇円    |
|                               | 1 強熱減量                                     | 一件につき 六〇〇円    |
|                               | 2 有機炭素又は硫化物その他の無機物                         | 一件につき 六〇〇円    |
| 3 過マンガン酸カリ消費量                 | 一成分につき 一、〇〇〇円                              |               |
| 4 鉄、銅、コバルト、亜鉛、カドミウム、水銀その他の重金属 | 一件につき 七〇〇円                                 |               |

|                    |               |
|--------------------|---------------|
| 三 水産生物又は水産生物用餌料の試験 | 一成分につき 三〇〇円   |
| 1 定性試験             | 一成分につき 三〇〇円   |
| 2 定量試験             | 一件につき 七〇〇円    |
| (一) 一般定量試験         | 一成分につき 一、二〇〇円 |
| (二) 特殊定量試験         | 一成分につき 一、〇〇〇円 |
| 3 病理検査             | 一件につき 七〇〇円    |
| 四 その他の試験           | その都度知事が定める額   |
| 五 各種証明書            | 一通につき 二〇〇円    |

(鳥取県食品加工研究所手数料条例の一部改正)  
 第十三条 鳥取県食品加工研究所手数料条例(昭和三十三年四月鳥取県条例第十号)の一部を次のように改正する。  
 別表第六号中「百円」を「二百円」に改める。  
 (鳥取県林業改良指導員資格試験条例の一部改正)  
 第十四条 鳥取県林業改良指導員資格試験条例(昭和三十三年四月鳥取県条例第十一号)の一部を次のように改正する。  
 第八条第一項中「五百円」を「千円」に改める。  
 (ふぐの取扱等に関する条例の一部改正)  
 第十五条 ふぐの取扱等に関する条例(昭和三十四年三月鳥取県条例第十二号)の一部を次のように改正する。  
 第十一条中「並びに」を「及び」に改め、同条第一号中「千五百円」を「二千五百円」に改め、同条第三号中「二百円」を「五百円」に改め、同条第五号中「百円」を「二百円」に改め、同条第六号中「百円」を「二百円」に改め、同条第七号とし、同条第五号の次に次の一号を



加える。

六 ふぐ取扱営業又はふぐ調理営業認証書再交付手数料 二百円

(鳥取県警察証明手数料条例の一部改正)

第十六条 鳥取県警察証明手数料条例(昭和三十四年三月鳥取県条例第十

三号)の一部を次のように改正する。

別表中交通事故証明の項を削り、「五十円」を「二百円」に、「百円」

を「二百円」に改める。

(鳥取県港湾施設管理条例の一部改正)

第十七条 鳥取県港湾施設管理条例(昭和三十五年四月鳥取県条例第六号)

の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第六条関係)

| 区                 | 分               | 使用               |      |
|-------------------|-----------------|------------------|------|
|                   |                 | 位                | 料    |
| 建物                | 電柱又は電柱の支線若しくは支柱 | 使用面積一平方メートルにつき一年 | 二四〇円 |
|                   |                 | 一本につき一年          | 二四〇円 |
| 街灯(電柱であるものを除く。)   | 送電塔             | 使用面積一平方メートルにつき一年 | 一八〇円 |
|                   |                 | 使用面積一平方メートルにつき一年 | 一八〇円 |
| 水管、下水道管、ガス管その他の管類 | 外径が〇・四メートル未満のもの | 長さ一メートルにつき一年     | 九〇円  |
|                   |                 | 外径が一メートル         | 一八〇円 |
| 工作物の設置を伴うもの       | 外径が〇・四メートル未満のもの | 長さ一メートルにつき一年     | 九〇円  |
|                   |                 | 外径が一メートル         | 一八〇円 |

以上のもの

| 工工作物の設置を伴わないもの | 表示面積一平方メートルにつき一年 | 二四〇円   |
|----------------|------------------|--------|
| 看板又は広告板        | 表示面積一平方メートルにつき一年 | 一、〇〇〇円 |
| その他の工作物        | 使用面積一平方メートルにつき一年 | 二四〇円   |
|                | 使用面積一平方メートルにつき一年 | 二〇〇円   |

備考

一 表示面積とは、看板又は広告板の表示部分の面積をいうものとする。

二 使用面積、表示面積若しくは物件の長さが一平方メートル若しくは一メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに一平方メートル若しくは一メートル未満の端数があるときは、一平方メートル又は一メートルとして計算するものとする。

三 使用料の額が年額で定められているものに係る使用期間が一年未満であるとき、又はその期間に一年未満の端数があるときは月割りをもつて計算し、なお、一月未満の端数があるときは一月として計算するものとし、使用料の額が月額で定められているものに係る使用期間が一月未満であるとき、又はその期間に一月未満の端数があるときは日割りをもつて計算するものとする。

四 一件の使用料の額が百円未満である場合における当該使用料の額は、百円とするものとする。

(鳥取県軍歴証明手数料条例の一部改正)

第十八条 鳥取県軍歴証明手数料条例(昭和三十五年四月鳥取県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

第二条中「百元」を「二百元」に改める。

(鳥取県行政財産使用料条例の一部改正)

第十九条 鳥取県行政財産使用料条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二百三十八条の四第三項」を「第二百三十八条の四第四項」に改める。

別表を次のように改める。

一 土地

1 電気、水道、ガス事業等のため使用させる場合

| 区分                       | 単位               | 使用料  |      |      |      |
|--------------------------|------------------|------|------|------|------|
|                          |                  | 宅地   | 田    | 畑    | その他  |
| 電柱又は電柱の支線若しくは支柱          | 一本につき一年          | 三三〇円 | 四一〇円 | 二七〇円 | 六〇円  |
| 铁塔                       | 使用面積一平方メートルにつき一年 | 二〇〇円 | 二四八円 | 一六四円 | 三六円  |
| 線路保護用柱、水底線標示柱、支線柱、標柱又は標石 | 一本につき一年          | 三三〇円 | 四一〇円 | 二七〇円 | 六〇円  |
| ハンドホール又はマソール             | 一本につき一年          | 六六〇円 | 八二〇円 | 五四〇円 | 二二〇円 |
| 水管、下水道管、水道管、ガス管その他の管     | 長さ一メートルにつき一年     | 八〇円  | 二〇〇円 | 六五円  | 一五円  |
| 外径が〇・三メートル未満のもの          |                  | 六五円  | 八〇円  | 五〇円  | 一〇円  |
| 外径が〇・五メートル以上〇・七メートル未満のもの |                  | 八〇円  | 二〇〇円 | 六五円  | 一五円  |
| 外径が〇・七メートル以上のもの          |                  | 八〇円  | 二〇〇円 | 六五円  | 一五円  |

2 その他

| 区分               | 単位               | 使用料  |     |      |     |
|------------------|------------------|------|-----|------|-----|
|                  |                  | 宅地   | 田   | 畑    | その他 |
| 市の区域に所在する土地      | 使用面積一平方メートルにつき一年 | 三七七円 | 七七円 | 一一三円 | 一三円 |
| 市の区域以外の区域に所在する土地 | 使用面積一平方メートルにつき一年 | 六八円  | 二四円 | 一一円  | 三円  |

| 区分         | 単位               | 使用料  |      |      |     |
|------------|------------------|------|------|------|-----|
|            |                  | 宅地   | 田    | 畑    | その他 |
| 五メートル以上のもの | 使用面積一平方メートルにつき一年 | 二〇〇円 | 二二五円 | 八〇円  | 二〇円 |
| その他のもの     | 使用面積一平方メートルにつき一年 | 二〇〇円 | 二四八円 | 一六四円 | 三六円 |

二 建物

| 区分          | 単位                | 使用料    |      |      |      |
|-------------|-------------------|--------|------|------|------|
|             |                   | 木造     | 非木造  | 木造   | 非木造  |
| 会議室         | 一時間               | 三、〇〇〇円 | 五円   | 三円   | 五円   |
| 県庁舎講堂以外の会議室 | 使用面積一平方メートルにつき一時間 | 一、一四〇円 | 六九〇円 | 二八〇円 | 六九〇円 |
| 県庁舎         | 使用面積一平方メートルにつき一月  | 二八〇円   | 六九〇円 | 二八〇円 | 六九〇円 |
| 県庁舎以外の建物    | 使用面積一平方メートルにつき一月  | 二八〇円   | 六九〇円 | 二八〇円 | 六九〇円 |
| その他         | 使用面積一平方メートルにつき一月  | 二八〇円   | 六九〇円 | 二八〇円 | 六九〇円 |

## 備考

- 一 使用面積若しくは物件の長さが一平方メートル若しくは一メートル未満であるとき、又はこの面積若しくは長さに一平方メートル若しくは一メートル未満の端数があるときは、一平方メートル又は一メートルとして計算するものとする。
- 二 使用時間が一時間未満であるとき、又は使用時間に一時間未満の端数があるときは、一時間として計算するものとする。
- 三 土地に係る使用期間が一年未満であるとき、又はその期間に一年未満の端数があるときは、次に定めるところにより計算するものとする。
  - 1 電気、水道、ガス事業等のため使用させる場合にあっては、月割りをもつて計算し、なお、一月未満の端数があるときは、一月として計算する。
  - 2 その他の場合にあっては、日割りをもつて計算する。ただし、これにより難い場合は、知事が別に定めるところによる。
- 四 建物のうち使用料の額が月額で定められているものに係る使用期間が一月未満であるとき、又はその期間に一月未満の端数があるときは、日割りをもつて計算するものとする。ただし、これにより難い場合は、知事が別に定めるところによるものとする。
- 五 暖房又は冷房をしたときは、二の表に定める使用料の額に知事が別に定める額を加算するものとする。
- 六 一件の使用料の額が百円未満である場合における当該使用料の額は、百円とするものとする。

(鳥取県宮病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第二十条 鳥取県宮病院事業の設置等に関する条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「五百円」を「千円」に改める。

(鳥取県立歯科衛生士学院の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第二十一条 鳥取県立歯科衛生士学院の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「千五百円」を「三千五百円」に改める。

第五条第二項中「五百円」を「千円」に改める。

(鳥取県立保育専門学院の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第二十二条 鳥取県立保育専門学院の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「五百円」を「千円」に改める。

(鳥取県魚介類行商条例の一部改正)

第二十三条 鳥取県魚介類行商条例(昭和四十年三月鳥取県条例第九号)の一部を次のように改正する。

第八条第一号中「二百円」を「四百円」に改め、同条第二号中「百円」を「二百円」に改める。

(鳥取県子牛生産検査条例の一部改正)

第二十四条 鳥取県子牛生産検査条例(昭和四十二年三月鳥取県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「百円」を「二百円」に改める。

(保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の徴収に関する条例の一部改正)

正)

第二十五条 保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の徴収に関する条

例(昭和四十四年三月鳥取県条例第九号)の一部を次のように改正する。

別表第十四号2の(二)及び3中「百元」を「二百元」に改める。

(鳥取県立専修職業訓練校の位置、名称等を定める条例の一部改正)

第二十六条 鳥取県立専修職業訓練校の位置、名称等を定める条例(昭和

四十四年十月鳥取県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「千元」を「千五百元」に改める。

(鳥取県自動車等運転適性検査手数料徴収条例の一部改正)

第二十七条 鳥取県自動車等運転適性検査手数料徴収条例(昭和四十五年

三月鳥取県条例第十四号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第一条関係)

| 区 分         | 手 数 料 の 額    |
|-------------|--------------|
| 筆 記 検 査     | 一人一回につき 三〇〇円 |
| 機 器 検 査     | 一人一回につき 二〇〇円 |
| 運 転 技 能 診 断 | 一人一回につき 五〇〇円 |

(鳥取県職業訓練指導員講習受講手数料条例の一部改正)

第二十八条 鳥取県職業訓練指導員講習受講手数料条例(昭和四十六年三

月鳥取県条例第六号)の一部を次のように改正する。

第二条中「三千円」を「五千円」に改める。

(鳥取県みつばち転飼条例の一部改正)

第二十九条 鳥取県みつばち転飼条例(昭和四十八年三月鳥取県条例第七

号)の一部を次のように改正する。

第四条中「三百元」を「六百元」に、「十元」を「三十元」に改める。

(鳥取県農業試験場手数料条例の一部改正)

第三十条 鳥取県農業試験場手数料条例(昭和五十年三月鳥取県条例第一

号)の一部を次のように改正する。

別表第六号中「百元」を「二百元」に改める。

(鳥取県立健康増進センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第三十一条 鳥取県立健康増進センターの設置及び管理に関する条例(昭

和五十年七月鳥取県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

別表の健康診断の項を次のように改める。

| 健康 診 断                              | 一 人一回につき 一、五〇〇円 |
|-------------------------------------|-----------------|
| ただし、次に掲げる診断を行ったときは、それぞれに定める金額を加算する。 |                 |
| 一 エンケス線写真診断 一枚につき六〇〇円               |                 |
| 二 眼底写真診断 一回につき四〇〇円                  |                 |

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和五十一年四月一日から施行する。

(県立学校授業料徴収条例の一部改正に伴う経過措置)

2 昭和五十一年四月一日(以下「施行日」という。)の前日に在学して

いた者で施行日以後引き続き在学するものに係る授業料の額及びその納

付の方法は、第二条の規定による改正後の県立学校授業料徴収条例第二

条第一項及び第三条第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 施行日以後において編入学、再入学、転学又は転籍をした者に係る授業料の額は、当該者の属する学年に在学する者に係る授業料の額と同額とする。

(通信教育入学料徴収条例の一部改正に伴う経過措置)

4 昭和五十一年度における入学を許可される者に係る入学料の額は、第三条の規定による改正後の通信教育入学料徴収条例第二条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(県立高等学校入学選抜手数料徴収条例の一部改正に伴う経過措置)

5 昭和五十一年度の入学に係る入学選抜手数料の額は、第四条の規定による改正後の県立高等学校入学選抜手数料徴収条例第二条の規定にかかわらず、なお従前の例による。